

# 外国人介護人材受入れの仕組み

EPA (経済連携協定)  
(インドネシア・フィリピン  
・ベトナム)

在留資格「介護」  
(H29. 9 / 1 ~)

技能実習  
(H29. 11 / 1 ~)

特定技能1号  
(H31. 4 / 1 ~)

制度趣旨

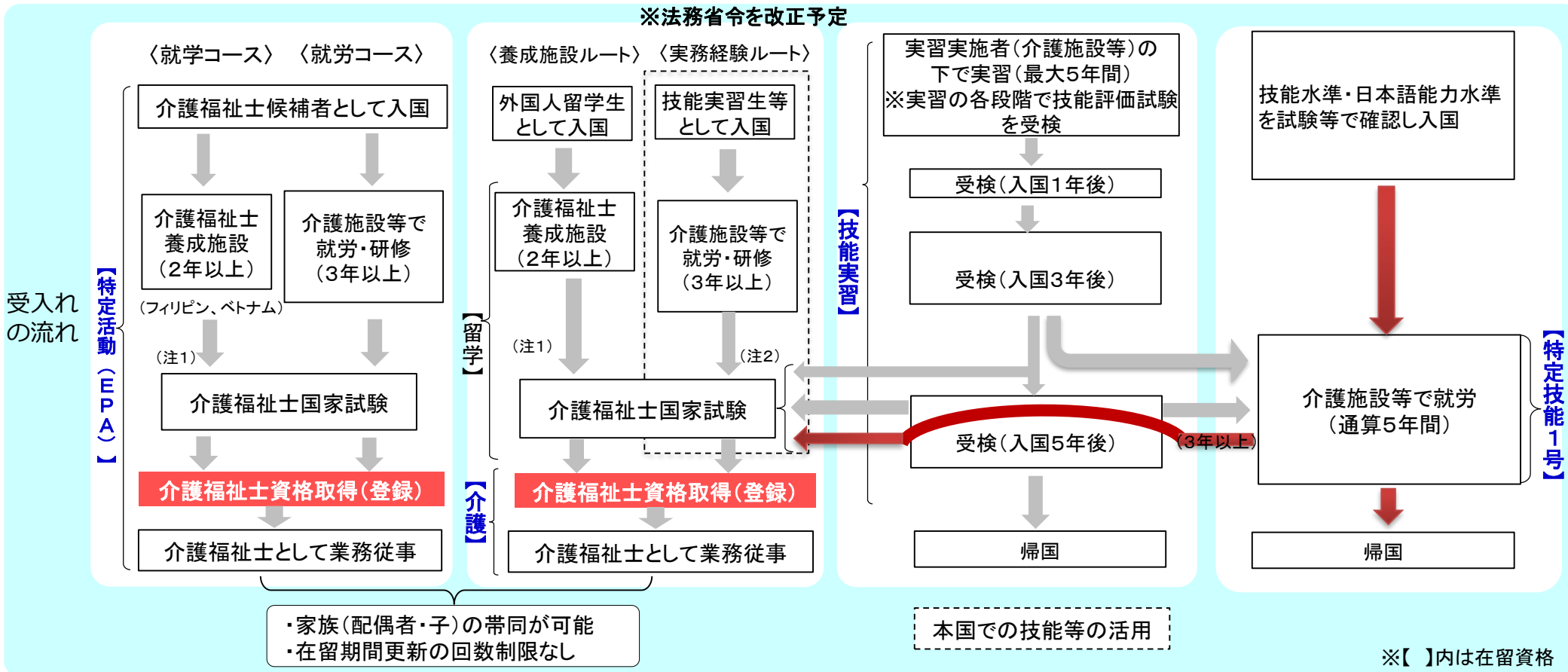
二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の  
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

※法務省令を改正予定



(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

## 分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 （5年間の最大値）	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験（仮） 【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等  （上記に加えて） 介護日本語評価試験（仮）等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外  〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

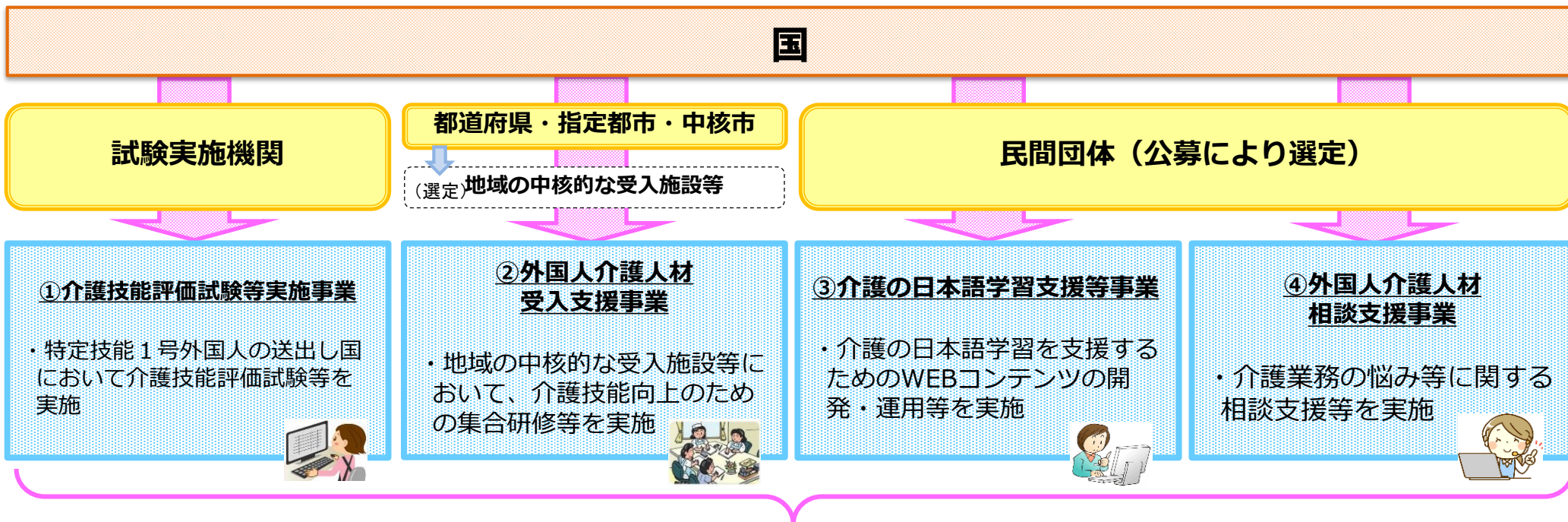
（注1）2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

（注2）2019年4月1日から制度の運用を開始予定

# 新「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
  - ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
  - ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
  - ③ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
  - ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

## 【事業内容】



**外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備**

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【平成31年度予算額(案)】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円